

平成22年度事業計画書

財団法人 医用原子力技術研究振興財団

基本方針

当財団は、平成22年度(平成23年3月)に設立15年の節目を迎える。その間、当財団を含む関係者の努力により、各種放射線による疾病の治療ならびに診断等における医用原子力技術は、めざましい発展を遂げ、国民の健康増進、福祉向上に大きな貢献を果たしてきた。しかしながら、一方では、先端的技術の多くが未だ様々な課題に直面しており、その克服に精力的に取り組んでいくことが求められている。このため当財団は、自らに付託された社会的要請に応えていくために、引き続き国内はもとより国際的にも事業展開を図り、総力を結集してその責務を果たしていくこととする。

本年度当財団は、医用原子力技術を取り巻く昨今の情勢を踏まえ、次の4点を基本方針とし事業活動を展開する。

- ☎! 粒子線がん治療や中性子捕捉療法等、先端的医用原子力技術に対する国民の理解を促進するため、財団講演会の開催等を通じ、情報提供、広報活動等普及啓発活動を行う。
- ☎! 粒子線がん治療の普及が進展しつつあることから、関連の人材育成事業を広範囲に亘って実施する他、施設立地構想やプロジェクトの進捗状況の情報収集および必要に応じ情報の発信、関連施設間の相互連絡調整等、施設整備促進のための活動を実施する。
- ☎! 医用原子力技術に関する研究の推進を図り、その研究ならびに若手研究者を支援するため、研究助成活動をより効果的に実施する。
- ☎! わが国の放射線治療の精度向上に貢献するため、関係学協会・機関の支援・協力のもと、治療用線量計校正事業の高品質化を進め、出力線量測定実施対象施設の拡大のための活動を行うとともに、放射線治療施設の品質管理システムの構築を進める。

さらに、情勢に応じ実施可能な新規事業に取り組む等機動的に事業展開する。

I. 総務事項

理事会および評議員会を定時に各2回開催するとともに、必要に応じ臨時にそれぞれ開催し、事業運営に関する重要事項について審議し、決定する。また、常務理事会、企画委員会において所要の議題について審議・検討を行う。

新公益法人制度への対応としては、情勢変化を注視しつつ原則二回の段階的移行過程を経て平成25年11月末までに新法人へ移行することを基本方針とし、本年度は、その第一段階として機関設計、役員体制、評議員選任、定款等の整備を行う。さらに、第二段階の移行へ向けて、組織、財務、事業内容等の課題について関係機関の意見を適宜聴取しつつ所要の検討を進める。

II. 普及啓発事業

医用原子力技術研究活動の普及・啓発のため、財団講演会の開催ならびに広報誌「医用原子力だより」の編集・発行等の活動を実施する。加えて、情報発信の強化・充実等の観点からホームページの刷新、会員向けメールマガジンの新規発行を行う。広報・普及啓発活動等の具体的な進め方、内容の企画にあたっては、講演会企画推進委員会ならびに情報専門委員会を開催し、検討を行う。

III. 人材育成事業

将来にわたって医用原子力技術を担い継承していく医師、技師、医学物理士等の養成のために、人材育成事業を実施する。具体的には、文部科学省委託事業「粒子線がん治療に係る人材育成プログラム」を関係7施設・機関との協働で事業を5年計画の4年目として実施する。

事業は、①粒子線がん治療に係る人材育成委員会等の運営、協働機関等との連絡調整、取りまとめ、②研修者を対象とした基礎研修(一般参加者を含む)、施設見学会の実施および各種テキスト・資料の作成や講師派遣、③研修者を除く一般向け入門セミナー等の啓発・広報活動等、を内容とする。

また、一般財団法人 医学物理士認定機構との連携のもと、医学物理士を海外の先進的な放射線診療施設に短期派遣し、臨床研修を実施するため、研究助成選考委員会の協力を得て対象者の選定等の活動を進める。

さらに、「放射線医学見学ツアー」の第3回目を、医学部大学生等で組織する「医師のキャリアパスを考える医学生の会」の主催のもと、共催・支援する。関係機関による協力により施設見学および医師等の講演を実施し、医学生等へ放射線医学に触れる機会を提供する。

IV. 研究助成事業

高度先端技術である医用原子力技術に関する研究の推進を図り、その研究ならびに若手研究者を支援することを目的として、研究助成事業活動をより効果的に実施する。研究助成選考委員会の開催により決定された研究助成対象テーマに基づき対象者を公募し、同委員会にて選定・決定した上で、研究助成贈呈式および研究成果総合報告会を実施する。

V. 計画推進事業

粒子線がん治療等の施設立地構想やプロジェクトの進捗状況の情報を収集し、必要に応じ専門情報の発信、関連施設間の相互連絡調整等、施設整備促進のための活動を実施する。

また、中性子捕捉療法推進特別委員会、普及用小型医療加速器を用いた粒子線がん治療施設普及方策検討会、粒子線がん治療に関する施設研究会の活動を通じ、先端的医用原子力技術の研究促進や技術普及にあたって解決すべき課題を専門分野から分析・検討するとともに、関係組織間の連絡、情報共有に資する。

VI. 計測校正事業

わが国の放射線治療の精度向上に貢献するため、医療施設等において放射線に係る機器の品質管理が適切に行われることを支援する。治療用線量計校正事業ならびに郵送調査による治療用照射装置の出力線量測定事業を的確に実施し、顧客満足度の向上に努める。治療用線量計校正事業は、増加する校正依頼件数に対応するため作業全般の効率化を図り、「計量法校正事業者登録制度(JCSS 認定)」のもとでさらなる高品質化を図る。出力線量測定事業は、各医療施設に対し、第3者機関による線量評価の重要性について理解促進活動を実施し、対象施設の拡大を図る。さらに、放射線治療施設の品質管理システムの構築を進める。

事業の実施にあたっては、活動範囲及び内容を適切に定める必要から従来からの委員会を改組・改称した医療放射線監理委員会(旧称:線量校正監理委員会)およびその下部組織として医療用線量等校正部会(旧称:水吸収線量校正等検討部会)、放射線治療品質管理部会(旧称:出力測定部会)の監理のもと、専門家ならびに関係学協会・機関の支援・協力を得て実施する。

VII. 調査分析事業

粒子線がん治療等医用原子力技術に係る調査分析事業を関係機関より受託し、実施する。

VIII. 技術支援事業

関係研究機関および医療施設における粒子線がん治療および周辺技術の研究開発等に対し、専門的な技術支援を実施する。

以上